第八十二条に次の一項を加える。

4　土地改良区連合の監事（設立当時の監事を除く。）のうち一人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。ただし、土地改良区連合の業務及び会計についての監査に関し専門的知識を有する者の指導を受ける場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一　当該土地改良区連合の議員又は当該土地改良区連合の議員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。

二　その就任の前五年間当該土地改良区連合の理事又は職員でなかつたこと。

三　当該土地改良区連合の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

第八十四条中「定の」を「定めの」に改め、「規定」の下に「（これに係る罰則を含む。）」を加える。

第八十九条の二第二項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、同条第六項中「行なう」を「行う」に改め、同条第十一項中「の定める」を「で定める」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第十二項から第十四項までの規定中「の定める」を「で定める」に改める。

第九十三条の二第一項中「を除く」を「に限る」に、「行なう」を「行う」に、「これらの施設の管理」を「管理」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第二項中「の定める」を「で定める」に、「その旨」を「、その旨」に改める。

第九十五条の二第一項及び第二項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第三項中「あり、」の下に「及び」を加え、「組合員を除く。」を「組合員等」に、「者を除く。」を「者」に改める。

第九十六条の四第一項中「第四項から第七項まで」を「第五項から第八項まで」に、「第三十六条の二第一項」を「第三十六条の三第一項」に、「同条第四項中「組合員」を「同条第五項中「組合員又は准組合員」に改め、「「第一項に規定する者」と」の下に「、「第一項若しくは第二項」とあるのは「同項」と」を加え、「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改める。

第百条の二第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改める。

第百十一条の十八第二項中「次の理由」を「次に掲げる事由」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　除名は、次のいずれかに該当する会員につき、総会の議決によつてこれをすることができる。この場合において、連合会は、その総会の会日から十日前までに当該会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一　経費の支払その他連合会に対する義務を怠つた会員

二　その他定款で定める行為をした会員

第百十一条の十八第四項中「その会員」を「当該会員」に改める。

第百十一条の二十第一項第三号中「事業報告書」の下に「、貸借対照表」を加える。

第百十一条の二十三中「第十八条第十二項から第十五項まで」を「第十八条第十三項から第十六項まで」に、「第二十八条まで」を「第二十七条まで、第二十八条第一項」に、「第三十一条から第三十二条まで」を「第二十九条の二、第三十一条、第三十一条の二、第三十二条第一項から第三項まで」に改め、「第十九条の四第三号」の下に「及び第二十九条の二第四項」を加え、「第十八条第十六項」を「第十八条第十七項」に、「規定及び」を「規定並びに」に、「第十八項」を「第十九項」に改める。

第百三十二条第一項中「管理規程」の下に「、利水調整規程」を加え、同条第二項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条に次の二項を加える。

3　前二項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百三十三条中「組合員が、総組合員」を「組合員等が、その総数」に、「基いて」を「基づいて」に改め、「管理規程」の下に「、利水調整規程」を加え、「疑が」を「疑いが」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

第百三十四条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、「管理規程」の下に「、利水調整規程」を加える。

第百三十六条第一項中「組合員が、総組合員」を「組合員等が、その総数」に改め、「役員」の下に「、総代」を加える。

第百三十六条の二中「第百三十二条第二項」を「第百十一条の二十三において読み替えて準用する第二十九条の二第四項の規定並びに第百三十二条第二項」に、「政令の」を「政令で」に改める。

第百三十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第百三十二条」を「第百三十二条第一項又は第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

四　第百三十二条第一項若しくは第二項又は第百三十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百四十三条中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を削り、第八号を第十一号とし、同条第七号中「掲げる」を「規定する」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　第六十九条の二第一項（第百十一条の二十三において準用する場合を含む。）の期間内に債権者に弁済をしたとき。

第百四十三条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、同条第三号中「第二十五条第一項、第二十六条又は」を「第二十四条第二項若しくは第四項又は第二十五条第一項、第二十六条第一項若しくは」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　第二十四条第一項の規定に違反して通知することを怠り、又は不正の通知をしたとき。

第百四十三条第一号の次に次の一号を加える。

二　第十八条第六項又は第八十二条第四項の規定に違反してこれらの規定に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

（土地改良事業に参加する資格の交替に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの法律による改正前の土地改良法（以下「旧法」という。）第三条第二項の規定による承認の申出であつて、この法律の施行の際現にこれに対する承認又は不承認の処分がなされていないものの処理については、なお従前の例による。

（役員に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、この法律による改正後の土地改良法（以下「新法」という。）第十八条第五項及び第六項並びに第八十二条第三項及び第四項の規定は、施行日から起算して四年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

（総代及び総代会に関する経過措置）

第四条　この法律の施行の際現に在任している総代並びにその手続が開始されている土地改良区の総代の選挙及び当該選挙により選任される総代については、新法第二十三条第三項及び第四項の規定は適用せず、旧法第二十三条第三項から第八項まで及び第二十四条の規定は、なおその効力を有する。

2　新法第二十四条の規定は、施行日以後に決議される解散又は合併について適用する。